

少し深読み「特許・実用新案審査基準」 ～気になる論点について、どこまで書かれているのか～

"審査基準にはどこまで書かれ、また、どこからはサイレントなのか"

平成27年大改訂の際の立案担当リーダーを務めた講師が実務上重要な法的論点と審査基準の記述との関係について、近時の裁判例の紹介も交えながら論じます！

■開催日時

2026年 2月13日[金]

◆時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

特許・実用新案審査基準（以下「審査基準」）は、特許審査における審査の均質性などを目的として審査官向けに定められた特許庁内の規程ですが、権利化業務に携わる方々にとっては、そこに記載された判断基準を押さえた上で、意見書等による反論を効果的に組み立てることが求められます。

平成27年の（2015年）の大改訂により、審査基準は読みやすくなりましたが、業務の合間を縫って精読することは容易ではなく、骨子を押さえた上で、辞書的にのみ用いている方も多いのではないのでしょうか。

今回のセミナーでは、平成27年大改訂の際の立案担当のリーダーであり、新規性・進歩性などのドラフトを担当した講師が、実務上重要な様々な法的論点と審査基準の記述との関係について、"審査基準にはどこまで書かれ、また、どこからはサイレントなのか"を明らかにしつつ、関連する近時の裁判例の紹介も交えながら論じます。

さらにワンステップ、審査基準について検討を深めたい方にお薦めのセミナーです。是非多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

●講 師：東北大学産学連携機構（兼 法学研究科） 特任教授(研究) 戸次一夫 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー